

## 検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和元年 6 月 3 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号ないし 4 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

15 名程度

### 3 募集の期間（2 週間）

令和元年 6 月 3 日（月）午前 10 時から

令和元年 6 月 14 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

### 4 退職すべき期間

令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 11 月 11 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

## 6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

## 検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和元年 9 月 27 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号又は 2 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

3 名程度

### 3 募集の期間（2 週間）

令和元年 9 月 27 日（金）午前 10 時から

令和元年 10 月 10 日（木）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

### 4 退職すべき期間

令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 12 月 31 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

## 6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

## 検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和元年 10 月 1 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の検事及び副検事

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期日までに定年に達する者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

30 名程度

### 3 募集の期間（1 か月）

令和元年 10 月 1 日（火）午前 10 時から

令和元年 10 月 31 日（木）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

### 4 退職すべき期日

令和 2 年 3 月 31 日（火）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当

該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## **5 応募・応募の取下げに係る手続**

- (1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。
- (2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。
  - ※ 応募申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
    - ア 募集実施要項に適合しない場合
    - イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
    - ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
    - エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

## **6 本件に関する相談先**

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

## 検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和元年11月18日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号ないし5号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

15名程度

### 3 募集の期間（2週間）

令和元年11月18日（月）午前10時から

令和元年11月29日（金）午後5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

### 4 退職すべき期間

令和2年1月1日（水）から令和2年4月30日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

## 6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：



## 検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和元年 11 月 18 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

本省局部課、法務総合研究所、出入国在留管理庁、公安調査庁及び法務局に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号ないし 5 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

3 名程度

### 3 募集の期間（2 週間）

令和元年 11 月 18 日（月）午前 10 時から

令和元年 11 月 29 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

### 4 退職すべき期間

令和 2 年 1 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 30 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

## 5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記６の担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

## 6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

早期退職に係る募集実施要項

令和元年10月15日

法務省民事局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、令和元年度における早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

法務局及び地方法務局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受ける職員で、令和2年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳まで」の者とする。（注1参照）

なお、勤続期間の計算は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の規定によるものとする。

2 募集人数

95人

3 募集の期間（約1か月間）

令和元年11月5日（火）午前8時30分から

令和元年12月13日（金）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式1（第1条関係））に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の受付担当者宛てに提出

すること。

なお、応募申請書の提出は、郵送により提出する方法（募集の期間の末日消印有効。送付する封筒の表面に必ず赤字で「早期退職応募申請書」と記入すること。）、受付担当者に直接提出する方法又は法務局LAN若しくはインターネットメールを利用して電子データとして提出する方法（以下「メールによる方法」という。）のいずれかの方法によることとする（募集の期間が開始される以前に、応募申請書が受付担当者に直接提出され、若しくは郵送により到達し、又は応募申請書の電子データをメールによる方法により受信した場合には、当該応募申請書の提出は、無効とする。）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年1月20日（月）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに応募取下げ申請書（別記様式2（第1条関係））を応募申請書と同様の方法で提出すること。

## 6 本件に関する相談先及び受付担当者

(1) 下記(2)以外の職員

その所属する法務局又は地方法務局（職員課人事係又は総務課人事係）

(2) 法務局長、法務局部長及び地方法務局長

民事局総務課法務局係

※各局における受付担当等の一覧は、別紙参照

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員

(4) 令和元年11月5日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月5日から同年12月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順(※)に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、郵送により提出された場合には、応募申請書が受付担当者に到達した年月日及び時分、受付担当者に直接提出された場合には、その提出年月日及び時分、メールによる方法を利用して電子データとして提出された場合には、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、上記のいずれの提出方法による場合にも、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。

早期退職に係る募集実施要項

令和2年1月28日  
法務省民事局長  
法務省人権擁護局長  
法務省訟務局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、令和元年度における早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

民事局（東京法務局を含む。）、人権擁護局及び訟務局職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受ける職員で、令和2年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳まで」の者とする。（注1参照）

なお、勤続期間の計算は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の規定によるものとする。

2 募集人数

2名程度

3 募集の期間（約2週間）

令和2年2月3日（月）午前9時30分から

令和2年2月17日（月）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり

得る。

## 5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式 1（第 1 条関係））に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の受付担当者宛てに提出すること。

なお、応募申請書の提出は、受付担当者に直接提出する方法又はサイボウズガールのメッセージ機能を利用して電子データとして提出する方法（以下「メッセージ機能による方法」という。）のいずれかの方法によることとする（募集の期間が開始される以前に、応募申請書が受付担当者に直接提出され、又は応募申請書の電子データをメッセージ機能による方法により受信した場合には、当該応募申請書の提出は、無効とする。）。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和 2 年 2 月 28 日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注 2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに応募取下げ申請書（別記様式 2（第 1 条関係））を応募申請書と同様の方法で提出すること。

## 6 本件に関する相談先及び受付担当者

- (1) 民事局関係

民事局総務課庶務係 [REDACTED]

[REDACTED]

- (2) 人権擁護局関係

人権擁護局総務課庶務係 [REDACTED]

[REDACTED]

- (3) 訟務局関係

訟務局訟務企画課庶務係 [REDACTED]

[REDACTED]

（注 1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 2 年 3 月 31 日までに定年に達する職員

- (4) 令和２年２月３日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和２年２月３日から同年２月１７日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２） 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順（※）に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、受付担当者に直接提出された場合には、その提出年月日及び時分、メッセージ機能による方法を利用して電子データとして提出された場合には、受信したメッセージに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、上記のいずれの提出方法による場合にも、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。



## 早期退職に係る募集実施要項

令和元年 6 月 1 9 日

法 務 省 刑 事 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

### 1 募集の対象

検察庁に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の公安職俸給表（二）3 級以上の者で、令和 2 年 3 月 3 1 日において 4 5 歳以上であり、かつ、勤続年数が 2 0 年以上のもの

※ 次に該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 2 年 3 月 3 1 日までに定年に達する職員
- (4) 国家公務員法第 8 2 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 募集人数

2 3 名

### 3 募集の期間（約 1 か月間）

令和元年 6 月 2 8 日（金）午前 1 1 時から同年 7 月 3 1 日（水）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

#### 4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

#### 5 応募の手続

- (1) 応募申請者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当宛て電子データ又は郵送（必着）により直接提出する。

- (2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、令和2年1月中旬頃までに通知する予定である。

※ 応募申請者が次のアからオまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

オ 刑事局において取りまとめ後、上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が検察官署における募集人数23名を超えた場合には、生年月日が早い者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第二）を別記様式第一の応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省刑事局総務課人事企画第二係

電 話 :

E-Mail :

又は応募申請者の勤務する検察庁の人事事務担当者

## 早期退職に係る募集実施要項

令和元年 6 月 1 7 日  
法 務 省 矯 正 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

矯正局、矯正研修所、矯正管区及び矯正施設（以下「矯正官署等」という。）に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受ける職員で、令和 2 年 3 月 3 1 日に勤続 2 2 年以上かつ 4 5 歳から 5 9 歳まで（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員については 5 0 歳から 6 4 歳まで、行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち定年年齢が 6 3 歳の者については 4 8 歳から 6 2 歳まで）のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

4 5 名

### 3. 募集の期間

令和元年 6 月 2 1 日（金）午前 1 0 時から  
令和元年 7 月 1 2 日（金）午後 4 時まで

### 4. 退職すべき期日

令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

### 5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、原則として、下記受付担当宛てに手交により提出する
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する  
※令和元年 1 2 月頃に通知する予定  
※不認定になる場合は（注 2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を応募申請書と同様の方法で提出する

## 6. 本件に関する相談先（受付担当）

| 対 象 職 員                         | 相談先（受付担当）          |
|---------------------------------|--------------------|
| 矯正局の職員<br>矯正研修所長，矯正管区長          | 矯正局総務課補佐官（人事企画係担当） |
| 矯正研修所（支所を除く）の職員                 | 矯正研修所総務課長          |
| 矯正管区（矯正研修所支所を含む）の職員<br>管内矯正施設の長 | 矯正管区職員課長           |
| 矯正施設の職員                         | 当該施設の庶務課長          |

※詳細は別添のとおり

（注１）次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員，法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和２年３月３１日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年６月２１日（募集開始日）において懲戒処分（ただし，故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年６月２１日から令和元年７月１２日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には，不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に，懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し，又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 矯正局において取りまとめ後，上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が矯正官署等における募集人数４５名を超えた場合に，次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し，募集人数を超えて残った者

ア 退職すべき期日（令和２年３月３１日）において，年齢の高い順

イ （前記アの年齢が同じ者がいる場合）生年月日の早い順

## 令和元年度の早期退職に係る募集実施要項

令和元年9月26日

法務省保護局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 1 募集対象

保護局及び更生保護官署に勤務する者（注1）のうち、令和2年3月31日現在で「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳まで」のもの

### 2 募集人数

7名

### 3 募集期間（1か月半）

令和元年10月 1日（火）午前10時から

令和元年11月15日（金）午後 5時まで（注2）

### 4 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

### 5 応募手続

（1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、募集期間内に、別表の提出先まで持参又は郵送（注3）により提出する。

（2）応募申請書を提出した職員に対する認定又は不認定の通知は、所属庁の長等を経由して書面により行う（注4）。

（3）応募申請書の提出後に応募を取り下げようとする職員は、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（様式2）を応募申請書と同様の方法により提出する。

### 6 本件に関する相談先

本件に関する相談先は、別表の職員区分ごとに、相談先欄のとおりとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 募集期間の初日において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

(注2) 都合により募集期間を延長するときは、速やかに周知する。

(注3) 郵送の場合は、令和元年11月15日(金)必着とし、郵送にて提出する旨、提出先にあらかじめ連絡すること。

(注4) 令和2年1月下旬までに通知する予定である。なお、応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合に、次の認定制限基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

ア 退職すべき期日(令和2年3月31日)において、年齢の高い順

イ (前記アの年齢が同じ者がいる場合) 生年月日の早い順

## 早期退職に係る募集実施要項

令和元年 10 月 21 日  
出入国在留管理庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 1. 募集の対象

出入国在留管理庁職員のうち、令和2年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」の者（注1）。

### 2. 募集人数

9名

### 3. 募集の期間（3週間）

令和元年10月21日（月）午前10時から  
令和元年11月8日（金）午後5時まで

### 4. 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

### 5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に別紙の所属官署受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、令和元年11月8日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、別紙の所属官署受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和元年12月下旬に通知する予定。

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

### 6. 本件に関する相談先・受付担当

別紙のとおり



(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年10月21日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年10月21日から令和元年11月8日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数9名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
  - (ア) 退職すべき期日(令和2年3月31日)において、年齢の高い順
  - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順